

平成28年度 第2回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：平成29年2月1日（木） 11：00～11：40

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

山元会長、折田委員、木村委員、竹内委員、筒井委員、中田委員、吉澤委員

高知県

梶総務部長、原総務部副部長、笹岡行政管理課長、松本職員厚生課長、林議会事務局総務課長、

渡邊教育委員会事務局教育政策課長

（行政管理課長）

皆様、おそろいになられましたので、ただ今から第2回の特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。委員の皆様、本日もお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。高知県行政管理課長の笹岡でございます。本日の開始時間を変更させていただきます。委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。また、関係者の方々にその旨十分に伝わっていないところがございます。スケジュール調整等でご迷惑をお掛けしましたことをご詫言申し上げます。それでは座らせていただきます。会長のほうから審議の進行をお願いいたします。

（山元会長）

それでは、ただ今から、第2回の特別職報酬等審議会を開催いたします。今回で結論が出せるよう、ご審議のほうよろしくをお願いいたします。まず、前回、委員の皆様からいただいたご意見を受けて事務局が資料を作成していますので、事務局から説明をお願いします。

（行政管理課長）

お手元の「第2回高知県特別職報酬等審議会資料」に沿って、ご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。「前回の審議会に出た主な意見について」の資料でございます。「1 給料及び報酬」のうち、「（1）支給額」につきまして、「知事と比較すると議員の報酬が多いかとも思うが、退職手当も入れると許容の範囲内である」というご意見、「このご時世で給料を上げるというのはなかなか難しい」というご意見、「高知県の経済状況に照らすという意味で、一般企業の役員の報酬を参考に見てみたい」といったご意見がございました。このうち、3番目の一般企業の役員の報酬等の状況について、事務局で調査いたしました。特に心配している資料はございませんけれども、調査しましたところ、法律に基づいて上場企業の役員報酬など公表されているものもございました。しかしながら、支給対象となった役員の人数と報酬の総額のみ公表されているということから、例えば、役員が会計年度の途中で交代した場合に、人数が二重にカウントされておりましたり、「取締役営業部長」などの役員と役員以外の職を兼務をしている場合は、役員分としての報酬額のみが集計されるといった場合がございます。必ずしも実態を反映したものではない恐れがあります。この他、統計データなども当たってみましたけれども、知事の給料と適切に比較できるものはありませんでした。次に「（2）支給基準」についてでございますが、「知事の給料を現在の複雑な給与制度ではなく、年俸制にしてはどうか」といったご意見がございました。こちらについては、資料を用意しておりますので、後ほどご説明いたします。次に「2 退職手当」については、「任期が2期以上にまたがる場合は一括して支給するか、任期ごとに支給するか選択できるようにしてはどうか」といったご意見がございました。こちらについても、資料を用意しておりますので後ほどご説明いたします。「3 その他」につきましては、参考意見として記載させていただいております。続きまして、2ページをご覧ください。「知事の給料の定め方について」と記載された資料でございます。これは、前回の審議会におきまして、年俸制について、ご意見をいただいたため、ご用意させていただいたものでございます。資料の2に法令上、年俸制にできるか記載しております。知事の給与については、枠囲みの中に支給の根拠となります地方自治法第204条を記載しております。「給料」につきましては、同法第1項の規定により、「支給しなければならない」とされている一方で、第2項は「各種手

当及び退職手当」について、「条例で支給することができる」とされており。また、第3項では給料、手当等の額や支給方法は条例でこれを定めなければならないとされており。このように法律上は、必ずしも手当を支給する必要はなく、また、給料の額についても、法律上は制限する規定はないことから、条例により、期末手当及び退職手当を支給せず、給料のみを支給する「年俸制」とすることは可能でございます。それでは他県の状況について、「3 都道府県の状況」でございますが、47都道府県のうち、年俸制にしている団体は無く、退職手当を廃止しているのも大阪府の1団体のみでございます。なお、資料の※にありますとおり、大阪府は退職手当分を各月に割り、給料に上乘せして支給しているということでございます。次に「4 課題」についてでございますが、特別職の報酬等の改定については、一般職との均衡、他県との均衡を考慮しておりますが、この全国状況の中で、本県のみが年俸制を導入した場合、他の都道府県との適切な比較ができなくなるのではないかと懸念がございます。このため、事務局としましては、他の都道府県と容易に比較ができる現行の定め方がよいのではないかと考えております。なお、今後、特別職報酬等審議会が開催される際には、前回お配りした資料にございましたが、引き続き、任期中の退職手当を含めた年収額を各県の額とともに掲載した資料を作成しまして参考にお示ししたいと考えております。私からの説明は、以上でございます。

(職員厚生課長)

職員厚生課でございます。よろしくお願いたします。引き続き、知事、副知事及び教育長の退職手当の支給時期につきまして、ご説明いたします。資料の4ページをお願いいたします。まず、1の「現行の支給時期」でございますが、「知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例」によりまして、退職手当の支給は任期ごとに行うことになっております。この条例は、平成15年10月から施行されておりますが、それまでは在職期間を通算して支給することになっておりました。このときに、任期ごとの支給にした理由としましては、任期を定めて選挙で選ばれ、あるいは議会の議決を得て任命される特別職につきましては、任期ごとに職務、任務は完了している、切れていると考えられますので、その都度支払うべきということと、当時、他県の多くが任期ごとの支給であったということでございます。次に、2の「他県の状況」でございますが、知事副知事につきましては、任期ごとに支給しているというのが40団体、もともと任期ごとに支給しておりましたのを見直したというのが7団体でございます。この7団体の内訳としましては、原則、最終退職日に支給し、任期ごとの支給も可能というのが6団体、逆に、原則は任期ごとの支給で、最終退職日の支給も可能というのが1団体となっております。前回の1月の審議会のときにご説明いたしました内容と若干変わっておりますが、前回の審議会以後に各県に直接確認いたしまして、整理し直しております。なお、教育長につきましては、退職手当の支給を一般職の例によるとしている6団体を除いた数字を資料に記載させていただいております。この見直しをいたしました団体につきましては、知事の退職手当の支給時期の見直しの内容を次の5ページに載せております。見直しを行っておりますのは、表にあります宮城県から福島県までの7団体でございます。改正前の支給時期はいずれも任期ごととなっておりますが、改正後につきましては先ほどご説明したとおりでございます。主な改正理由につきましては、民間の支給実態に合わせるということや、一般職の退職手当の通算規定を考慮してということ、審議会や有識者会議の意見を踏まえてということ、また退職した場合に支給するという退職手当本来の趣旨を活かすためなどとなっております。なお、所得税法の改正につきましては、鳥取県と福島県から見直しにあたって考慮しているということをお聞きしておりますが、どちらも主な改正の理由にはなっておりません。また、この改正を行って以降に、知事の任期満了を迎えている福井県、京都府、兵庫県、鳥取県におきましては、申出により任期ごとの支給も可能となっておりますが、実際には申出がなかったために退職手当は支給しておらず、任期を通算しているということでございます。なお、この7団体の他に、表の一番下になりますが、青森県におきましても、来年度、支給時期を選択制にすることを検討しているということでございます。次に、資料の4ページに戻っていただきまして、3の「支給時期の定め方の(案)」でございます。先ほど、ご説明いたしましたように、選択制にする団体も出てきてはおりますが、他県の多くは任期ごとに支給しておりまして、条例で支給時期を定めるときと、状況は変わっておりませんので、現行どおりとすべきではないかと考えております。なお、前回の審議会のときに少しご説明いたしました、退職所得にかかる所得税等の見直しにつきましては、参考としまして下の枠囲みの中に記載しておりますが、他県の例を見ましても、主な理由とはなっておりませんので、これは支給時期の改正の理由にはならないのではないかと考えてお

ります。資料の説明は、以上となります。よろしくお願ひいたします。

(山元会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

(山元会長)

説明等につきましては、よろしゅうございますか。それでは、具体的な検討に入りたいと思います。前回の審議会で、委員の皆様のご意見を踏まえ、事務局に案の用意をお願いいたしましたので、たたき台としまして事務局案を出していただいて、検討したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(行政管理課長)

それでは、事務局の案についてご説明いたします。ただ今お手元にお配りしました「平成28年度高知県特別職報酬等審議会事務局試案」に沿ってご説明申し上げます。1ページでございますが、「1 現行額及び前回額」は、知事及び副知事の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額につきまして、前回、平成18年4月1日改定の額、これが前回の額でございます。それから平成22年4月1日改定の額、これが現行の額となっておりますが、その差額を合わせてまとめた表でございます。なお、現行額が適用された平成22年4月1日以降、平成24年、平成25年及び平成27年は、当審議会から据え置きをいただいております。「2 試案」につきましては、「現行額据置」の案とさせていただきます。その主な理由につきましては、「(2) 考え方」に記載させていただいております。まず①でございますが、前回の審議会以降、本県で行われた一般職の月例給の改定については、若年層に限定されたものであること。②でございますが、前回の審議会以降に改定等があったのは、47都道府県中8団体であるところ、本県の全国順位等に変動はないこと。③でございますが、財政力指数が類似している団体、Eグループ5団体のうち4団体が平成25年以降、据え置きとなっていることでございます。以上のことから今回、知事をはじめ、副知事及び教育長の給料並びに議長、副議長、議員の報酬につきましては、本県における一般職との均衡、他県との均衡の観点から据置きが適当ではないかと考え、事務局案としております。私からの説明は、以上でございます。

(職員厚生課長)

職員厚生課でございます。続きまして、退職手当につきまして、事務局の試案をご説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。1のところ、現行の支給割合と前回の支給割合を載せております。ご覧のとおり、平成25年に知事、副知事の支給割合を一般職との均衡を考慮しまして、現行の割合に引き下げておまして、併せて教育長の支給割合を定めております。次に2の試案でございますが、現行の割合で据え置くこととさせていただきます。考え方としましては、現行の支給割合に引き下げました、前々回の平成25年の審議会のとき以降、一般職の退職手当の支給割合の改定は行われておりませんし、また、財政力指数が類似している団体を見ますと、鳥取県以外は据え置きとなっております。鳥取県につきましても、知事の退職手当の支給割合は増加しておりますが、給与と合わせた総額は変わらないようになっております。以上のことから、本県の一般職との均衡、及び他県との均衡の観点から、据え置くことが適当と考えております。説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。は据え置きとなっております。鳥取県につきましても、知事の退職手当の支給割合は増加しておりますが、給与と合わせた総額は変わらないようになっております。以上のことから、本県の一般職との均衡、及び他県との均衡の観点から、据え置くことが適当と考えております。説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

(山元会長)

ありがとうございました。ただいま説明がありました、この事務局案をたたき台としてこれから審議のほうに

移りたいと思います。何かご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

(筒井委員)

私もずっと考えておりましたが、事務局案と同じく一般職との均衡についてになりますが、一般職との均衡に重点を置いて考えると、やはり据置きしかないのかなと。知事のご活躍ぶりを見ると残念な気もするのですが、据置きが妥当ではないかと考えてきました。

(山元会長)

筒井委員のほうから据置きということに対して、賛成するという趣旨のご意見がございました。そのほか、反対するなどのご意見等ございましたらお願ひします。

(山元会長)

ご意見はございませんでしょうか。事務局試案で考え方などを整理してくれておりますが、この考え方に異論があるようなご意見はございませんか。

(山元会長)

ご意見等ないようですけども、それでは県議会議員の報酬の額及び知事、副知事、教育長の給料の額、それから資料の2にありました、知事等の退職手当の支給基準等につきましては、据置きをするという答申をしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(山元会長)

それでは、そのように答申することといたします。

(行政管理課長)

それでは、答申書をご用意させていただきますので、少々お待ちいただいてよろしいでしょうか。

(山元会長)

準備ができましたので、着座のまま答申書を読ませさせていただきます。高知県知事尾崎正直様、高知県特別職報酬等審議会、平成29年1月5日付けで当審議会に諮問のあった議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額及び退職手当の支給基準について、当審議会は、現行で据え置くことが適当であるとの結論を得たので答申します。これでよろしゅうございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山元会長)

それから署名者が必要となりますが、会長の私が署名するということによろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(山元会長)

ありがとうございます。それでは私が署名をさせていただきます。

(山元会長)

それでは皆様ありがとうございます。審議のとりまとめにつきましては、これで終わりとしたいと思います。それでは事務局のほうからよろしくお願いします。

(行政管理課長)

それでは知事が来られるまでもう少しだけお待ちください。

(尾崎知事)

この度はどうもありがとうございます。

(山元会長)

審議会の意見がまとまりましたので、ただいまから答申いたします。高知県知事尾崎正直様、高知県特別職報酬等審議会会長山元文明、平成29年1月5日付けで当審議会に諮問のあった議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額及び退職手当の支給基準について、当審議会は、現行で据え置くことが適当であるとの結論を得たので答申します。

(尾崎知事)

ご審議のほどありがとうございました。ご多忙のところ皆様本当にありがとうございました。

(山元会長)

先月の5日と本日の2回の審議会におきまして、各委員の皆様から熱心にご審議いただき本日の答申となりました。議員の報酬及び知事、副知事、教育長の給料の額並びに退職手当の支給基準につきましては、一般職員の改定状況や他県の状況などを勘案しまして、据置きが適当であるとの結論に至ったものでございます。知事をはじめ、特別職の方々におかれましては、地方にとって大変厳しい状況の中で高知県のために頑張っていたいております。私共県民としましても県勢の浮揚に期待し、また、共に頑張っていかなければならないと思っております。引き続きどうかよろしくお願いいたします。

(尾崎知事)

ありがとうございました。この度、委員の皆様方には大変お時間をとっていただき、ご審議を賜りまして本当にありがとうございました。今回、据置きが適当であるというご審議をいただいたその結果をお伝えいただいたわけでありませう、皆様方のご審議の結果を尊重させていただきまして、最終的な金額の決定につなげさせていただければと考えておるところでございます。非常に厳しい客観情勢の中、県民の方達は苦しいわけでありまして、その中で私共としてさらなる努力が求められるところでございます。私共といたしまして、今後、皆々様方に今回ご審議いただきました、その様々なご趣旨も踏まえさせていただきながら、県勢浮揚に向けて、さらなる努力を重ねて参りたいと、そのように考えておりますので、また今後とも皆様にご指導、ご鞭撻を賜りますようによろしくよろしくお願いいたします。今回、本当に皆様にご審議いただきましてどうもありがとうございました。

(行政管理課長)

皆様方、ご多忙の中、大変ありがとうございました。以上を持ちまして、第2回特別職報酬等審議会を終了させていただきます。